

## 公の施設の使用料等改定に対するパブリックコメントの実施結果について

### 1 意見募集期間

令和3年12月1日（水曜日）から令和4年1月4日（火曜日）まで

### 2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人
- (2) 意見の件数 3件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

### 3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	値上げしすぎではないか。それぞれの施設をよく利用している団体やグループにヒアリングとかしているのか。公共施設とはいえ、専門性の高い種目については、特定の人たちがメインで使い、他の大多数の市民は使わないと考えるので、その人たちの意見を聞かないのはよろしくないのではないか。パブコメをやったから良いということではないと思います。	受益者負担については、公の施設について、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設利用者には、受益（施設利用）の対価として、相応の使用料の負担を求めべきであるという考え方です。 なお、使用料等改定の検討に当たりますには、施設を利用していない方を含めた市民の皆様との意見交換会を実施するほか、審議会での審議を経て、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見を伺いながら検討を行っています。	
2	弓道場の使用料についてです。改定後の金額が700円とありますが、本当に近隣自治体の使用料を参考にしているのでしょうか。東町スポーツセンターが使用できない場合に使用が考えられる近隣自治体の弓道場の専用使用金額を見ると、伊勢原：300円、海老名：400円、	使用料の見直しに当たっては、維持管理経費に対する貸室コスト（使用料基礎額）を基に、他市の同類施設の料金との比較を行いながら、使用料等の改定の必要性について検討を行っています。 東町スポーツセンター弓道場については、使用料基礎額が改	

	<p>座間：600円、秦野：800円、大和：700円であり、5施設平均で560円となります。東町の弓道場占用使用料410円も含めて平均額を算出しても6施設平均で535円となります。700円の算出根拠は何ですか。第1武道場・第2武道場の金額と意図的に揃えているようにしか見えません。比較検討として海老名400円と秦野800円が挙げられていますが、この2施設の平均を計算しても600円です。700円とした算出根拠・参考材料とするには説明が立たないのではないのでしょうか。</p>	<p>定（素案）でお示ししている700円を上回っていることから、他市の同類施設の料金との比較を行いながら、施設全体の料金設定のバランスも考慮し、700円に設定したものです。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントでお示ししているとおり、使用料等改定の必要性はあるものの、現在の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた方々への給付等の支援や社会経済活動の正常化に向けた経済対策が行われており、このような状況においては、使用料等を改定する時期ではないと判断し、令和3年度については使用料等の改定を行わないこととしています。</p> <p>今後の使用料等改定の際には、改めて市民の皆様から御意見を伺いながら手続きを進めます。</p>	
3	<p>弓道協会の者です。改定金額700円は高すぎます。現在、会員が使用する時間帯の金額は、会員から徴収している会費（1,000円/月）で賄っています。しかし、この2年間のコロナの影響で、会員の4分の1が辞めてしまいました。現行の410円から1.7倍上がってしまうと、現在の会費では賄いきれず、会費を上げればさらに会員は減少してしまう可能性があります。これからの公共施設のことを考えれば、使用料の値上げは必要なことかもしれませんが、コロナ禍で競技人口が減っている中、さらに利用者の足を遠退させるような見直しは、時期を見誤っていませんか。値上げ幅についても、利用者の現状を全く把握していないと思わざるを得ません。</p>		

#### **4 お問合せ先**

- (1) 担当課名 行政経営課
- (2) 連絡先 046-225-2160

#### **5 結果公開日**

令和4年2月9日 公開